

## 会 議 結 果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等の名称	平成23年度第1回神奈川県たばこ対策推進検討会		
開催日時	平成23年7月19日（火曜日） 15時30分から17時10分		
開催場所	横浜市開港記念会館2階7号室会議室		
出席者（役職名）	（◎：座長、○：副座長） 望月友美子（独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターたばこ政策研究部長） ◎玉巻 弘光（東海大学法学部教授） 山本佳世子（電気通信大学大学院情報システム研究科准教授） ○羽鳥 裕（県医師会理事） 川上 彰久（県中小企業団体中央会副会長） 金子 正美（県都市衛生行政協議会：大和市健康福祉部長） 飯塚 洋子（県食生活改善推進団体連絡協議会顧問） 高原ななゑ（相模原市健康づくり普及員連絡会顧問）		
次回開催予定	未定		
問い合わせ先	保健福祉局保健医療部健康増進課たばこ対策グループ 電話番号 045-210-5025 ファックス番号 045-210-8857		
下欄に掲載するもの	議事録全文	議事概要とした理由	—

### 【内容】

\* 座長が選出されるまで、井出たばこ対策課長が進行

#### 1 開会

（井出たばこ対策課長）

定刻となりましたので、ただいまから平成23年度たばこ対策推進検討会を始めさせていただきます。本日は、曾根委員、金井委員、久保委員の3名が欠席でございます。高原委員につきましては、既にこちらに向かわれているということですが、若干遅れるとのことでございます。

私は、たばこ対策課長の井出でございます。今回は4月の委員改選後の初めての開催ということで、まだ座長が選出されておりませんので、座長選出までの間、進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、保健福祉局医務監兼保健医療部長の中沢よ

り御挨拶申し上げます。

(中沢医務監兼保健医療部長)

皆様こんにちは。保健福祉局保健医療部長の中沢でございます。本日は大変お忙しい中、また台風が近づいて不穏な空模様の中、第1回たばこ対策推進検討会に御出席くださりましてありがとうございます。

この検討会は平成21年8月に設置して、この4月で2期目の新たな体制となったところでございます。前期から引き続き委員を務められている方、また、新たに委員をお引き受けいただいた方、どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

神奈川県も知事が代わりまして、たばこ対策がどのようになるのか、関心のあるところかと思えます。ある意味、受動喫煙防止条例自体は知事の強いリーダーシップの下、色々なところと調整して議会ぐるみでできた条例でございますが、黒岩知事になりまして、基本的にこの方向につきましては全然変わりがなく、本人自ら「いのち輝くマグネット神奈川」ということを提唱し、それに向けて色々な施策を進めていこうということでございますので、この条例につきましては、先進的な取組みということで評価をいただいているところでございます。そういったことで、県といたしましても、たばこ対策につきましては、しっかり取り組んでいこうと考えているところでございます。

さて、受動喫煙による健康への悪影響から県民の皆様を守るために制定した受動喫煙防止条例については、この4月から第2種施設への罰則規定が施行され、本格施行となったところでございます。

条例に関する取組みにつきましては、県としても色々な形で啓発に取り組んだり、事業者に対しても細かい丁寧な説明をして、御理解をいただくような形でやっているところでございます。後ほど事務局からも説明させていただきますが、かなりの件数を個別に訪問させていただき、御理解を得ているところでございます。

また、2年毎に県民の皆様や施設に対して調査をしようということで、条例ができたときに方向が決まっているところですが、今年度は、条例施行後初めて行うということですので、条例の定着状況、施設や県民の意識の変化、施設の対応状況を把握したいと考えております。

本日は、この調査と県のたばこ対策の取組状況の2点について、御議論いただければと考えております。ぜひ、忌憚のない意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(井出たばこ対策課長)

引き続き、本日出席しております職員を紹介いたします。企画広報グループの加藤グループリーダーです。相談支援グループの小泉グループリーダーです。その他、事務局として、たばこ対策課の職員が出席しております。

次に傍聴者について御報告させていただきます。本検討会は、附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱に基づき傍聴を認めておりまして、詳細につきましては、お手元にお配りしました傍聴要領で定めておりますので、御承知おきください。本日は一般の傍聴の方4名、報道関係者0名となっております。

それから、会議録の公開についてですが、本検討会の議事の内容につきましては、議事録を作成し、発言者の御名前とともに公開することとなっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、本日の会議の流れと資料の確認をさせていただきます。お手元の次第をご覧ください。次第2としまして、新たに委員に御就任

いただいた方もいらっしゃいますので、委員の皆様にご自己紹介をしていただき、その後、座長の選出をお願いしたいと思います。そして、座長さんが決まった段階で進行をバトンタッチさせていただきます。また、副座長につきましては、座長から指名をしていただくこととなります。その後、次第3では、今年度実施を予定している受動喫煙に関する県民意識調査・施設調査について御検討いただき、次第4では、県のたばこ対策の取組状況について報告をさせていただければと思います。資料といたしましては、次第とその裏面の委員名簿、検討会の要綱とその裏面の傍聴要領、資料番号を振ってございますが、資料1から資料3を机上に配付させていただいております。また、併せて資料集も机上にお配りしております。よろしいでしょうか。資料は過不足ないでしょうか。

## 2 座長・副座長の選出

(井出たばこ対策課長)

それでは、次第2に移りまして、座長、副座長の選出をお願いしたいと思います。今回、新たに委員として御就任された方もいらっしゃいますので、その前に皆様から簡単に1分程度自己紹介をお願いしたいと思います。誠に申し訳ございませんが、飯塚委員から順番にお願いいたします。

(飯塚委員)

食生活改善推進団体連絡協議会顧問の飯塚と申します。よろしく願いいたします。

(金子委員)

大和市の健康福祉部長の金子と申します。この4月から拝命しております。よろしく願いいたします。

(羽鳥委員)

神奈川県医師会の理事をしております羽鳥と申します。主な担当は公衆衛生、がん対策、糖尿、脳卒中などです。よろしく願いいたします。

(玉巻委員)

東海大学法学部で行政法を教えております玉巻と申します。よろしく願いいたします。この検討会前の条例の策定の検討会から、県のたばこ対策に関わらせていただいております、今回も引き続き委員を引き受けさせていただいたことです。よろしく願いいたします。

(望月委員)

国立がん研究センターの望月と申します。私も今年の6月からがん対策情報センターの一つの部門になりまして、仕事の中身は政策研究ということで変わらないのですが、より政策支援型の活動を行っております、本検討会でも尽力できればと思っております。よろしく願いいたします。

(山本委員)

電気通信大学の山本と申します。よろしく願いいたします。情報システムを扱うところにはありますが、神奈川県では、アセスメントや総合計画での環境といった審議会などで議論させていただいているということで、この検討会にも関わっているかと思っております。環境ということで公衆衛生や健康にも深く関わりのあるかと思っております。よろしく願いいたします。

(川上委員)

神奈川県中小企業団体中央会で副会長をやっております川上でございます。中小企業団体中央会というのは色々な業界の理事長の集まりでございまして、私は神奈川県印刷工業組合の理事長を仰せつかっております。最初から委員会、この検討会に加わらせていただいております。私は実はタバコを1本も吸ったことがございません。ただ出身母体が中央会、パチンコ業界、居酒屋さんの業界ということで、反対の意見を述べさせていただきました。そのときから玉巻先生とは御縁がございます。あの時は後ろにずらっと傍聴人の方がいらっしやあって、随分と中央会にも苦情をいただきました。でも何とかこのように受動喫煙防止条例ができて、精神的にもリラックスできている状況でございます。これから、今後の推移を見て、意見を出しながら進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(井出たばこ対策課長)

ありがとうございました。それでは、あらためて欠席委員を紹介いたします。名簿をご覧くださいと思います。上から、国立保健医療科学院の曾根委員が御欠席でございます。御意見は伺っておりますので、後ほど紹介させていただきます。それから、県商工会議所連合会の金井委員が御欠席でございます。やはり御意見を伺っておりますので、後ほど紹介させていただきます。それから、久保委員、中井町の参事でございます。今回新たに就任いただいております。台風の関係で急遽待機があるということで御欠席となっております。以上3名の方が御欠席となっております。

それでは、お手元にお配りしてございます本検討会の設置要綱第4条第2項に基づきまして、皆様方の互選により座長の選出をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。何か御意見はございませんか。

(川上委員)

私の方から御提案をさせていただきます。先ほどお話がありましたが、私と一緒に検討委員会の段階から一緒に検討させていただき、また前回も座長を務めていただきました玉巻先生をお願いしたいと思っております。先ほどの紹介でもありましたように、玉巻先生は東海大学の教授ということで、条例を作るにあたって法律関係で非常に詳しいアドバイスをいただきましたし、お人柄もすばらしく、条例の制定過程もよく御存知でいらっしやいますし、県の施策についてもよく通じていらっしやると思いますので、このまま引き続きということで御推薦をさせていただきたいと思っております。前回も非常に中立的な立場で座長を務めていただきました。委員に非常に発言しやすい状況を作っていただきました。ぜひとも今回も座長をお願いしたいと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

\* (出席委員) 異議なし

(井出たばこ対策課長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様方の互選によりまして、玉巻委員に本検討会の座長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、玉巻委員には座長のお席にお座りいただき、御挨拶をお願いします。

(玉巻座長)

2期目も引き続き座長をやれという川上委員の御指名で、皆さんから御賛同

いただきましたので、引き受けさせていただきますが、なかなかこういうポストに就くことはないので、会の運営には未だ慣れないのですが、皆さんの御協力をいただきまして、スムーズに県の受動喫煙対策が進むように努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(井出たばこ対策課長)

それでは、これから先の進行は玉巻座長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

(玉巻座長)

それでは、最初に今の設置要綱にも規定されているところがございますが、副座長について、第4条に基づいて、皆様の中から僭越ながら私が指名させていただきますと思います。前回に引き続きまして、今回も羽鳥委員をお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

\* (出席委員) 異議なし

(玉巻座長)

羽鳥委員は、先ほどの自己紹介の中でございましたように、県内の医療や保健を担っているお立場上適任であると考えまして、指名させていただいた次第でございます。

### 3 「受動喫煙に関する県民意識調査・施設調査」について

(玉巻座長)

それでは、次第の中身に進むことといたしますが、次第3の受動喫煙に関する県民意識調査・施設調査についてということでございます。これについて、資料1、資料2に基づいて、事務局より御説明をお願いいたします。

\*事務局から資料1、資料2を説明

(玉巻座長)

ありがとうございました。資料1、2に基づいて、これから行おうとしている調査の調査票についての説明を受けたわけですが、この説明内容に関して、皆さんから自由に御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。ちなみに委員を継続された方は御記憶にもあろうかと思えますけれども、前回調査と今回の調査予定の内容とは、当然のことながらかなり共通性があります。言うまでもないことですが、今後も2年おきに調査をしていく、そうしたときに調査内容の継続性を持たせつつ、状況の変化に応じて修正を加えていくというスタンスで今回のものも作られています。前は条例未施行状態での調査、今回は初めて条例施行下における調査という違いがあることからの内容の変更が多いという構造であるかと思えます。ということを前提に、この質問の仕方はいかがかというような部分や、こういう質問を付け加えるべきではないかというような御意見もあろうかと思えますし、中には批判的な御意見もあるかもしれません。何なりと御自由に順不同で御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(望月委員)

この両方の調査ですが、回収率はどれくらいを見込んでいますか。前回ほど

れくらいでしたか。

(千野主事)

県民意識調査、施設調査ともに大体50%くらいを見込んでおりまして、前回もそのくらいでした。

(井出たばこ対策課長)

県民意識調査が50.2%、施設調査が48.5%と大体5割でございます。

(望月委員)

それは1回送って、1回だけの勧奨でということでしょうか。

(千野主事)

調査票を送った方に1週間後くらいに督促状兼御礼状のような形で出しています。

(望月委員)

御礼を兼ねて督促をするということでの結果が5割ということですか。

(千野主事)

そうです。

(望月委員)

あとの5割の方がどう考えているかということを知りたいのですが、回収率を上げる工夫として、今後どういったことを考えていますか。調査の前に事前告知を入念にやるとか。

(千野主事)

県のたよりなどを使ってお知らせすることを考えています。

(望月委員)

御協力をお願いしますということですか。

(千野主事)

そうです。

(望月委員)

前との比較があると思うので、あまり回収率を上げると比較しにくいかとは思いますが、調査そのものも周知の方法だと思いますし、県民の方々の非常に貴重な意見を集約するものとして、ぜひ回収率を上げる工夫をされたらどうかと思います。

続けて、「努力義務」について、我々はこういう検討会に参加していますので、すぐに分かると思うのですが、一般の方たちがパッと「努力義務」と言われたときに、もうひとつある「努めなければいけない」と同義であるとすぐに分かるのかどうか。文言の注釈というか、簡単な説明をどこかに加えたらいかがと思うのですが。「努力義務」ということが一般の方たちには分かるものなのでしょうか。この調査票からだけだと、罰則付きかどうか、どの程度意味があるのかどうかということ、あまりこの問題に関心ない方が見た場合に戸惑うのではないかと思ったのですが。

(井出たばこ対策課長)

前回調査の時は条例が施行されていませんでしたので、このように難しい「努力義務」については回答欄になかったのですが、今回は施行されていますので、「義務がある」と「努力義務がある」というのを両方理解されているかどうかを確認することから、回答欄に入れてございます。おっしゃるとおり、義務があるというのと努力義務があるというのは、一般の方は分かりにくいと思いますので、回答欄に工夫をしたいと思います。

(望月委員)

健康増進法の「努めなければならない」を義務なのかなと思ってしまいますので。

(井出たばこ対策課長)

もう少し分かりやすくしたいと思います。ありがとうございます。

(望月委員)

それから、(県民意識調査の)問11のところ、分煙や禁煙のお店が増えているかどうかを「どのように感じていますか」という主観的な感覚を聞いてどうされたいのでしょうか。実際にコンプライアンスを取るのであれば、もう既に何万件という訪問をされているので、それでいいと思うのですが。感じているということを取ったところで、県民の方たちはそれを増えたと感じているけれども、それはあくまでも感覚であって、実際はあまり増えていないかもしれないので。結果の解釈としてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたい。

(加藤グループリーダー)

戸別訪問で回らせていただいたときにお尋ねした結果というものはあるのですが、統計的なものとはなっておりませんので、たしかに感覚的な部分があるかとは思いますが、ここであらためてお尋ねした上で集計するという形をとらせていただきたいと思います。

(望月委員)

禁煙のお店を利用する回数というのは、行動は変化するので回答者も定量的に捉えられると思うのですが、禁煙・分煙などのお店の数が増えたかどうかというのは、感じると聞かれたときにどうなのでしょう。何をここで浮かび上がらすことができるのかと感じるのですが。

(加藤グループリーダー)

あくまでも感覚的なものにすぎないのですが、前回は類似の質問をさせていただいておりますので、その経年変化をとることに意味がございます。

(望月委員)

たぶん、意識が高まると禁煙マークなどを目にするようになって、実態は変わらなくても目に入って感じることもあり得ます。本当に増えていて増えたと感じるのか、それがどっちなのか、この場合は分かりにくい。

(井出たばこ対策課長)

お店の数が増えたとか、回数など、県民意識調査は主観的なもの、一方で施

設調査の方では実際に対応していますかというデータ、客観的なものを取ります。我々は今回、条例の施行とか条例の普及啓発の材料にするということをやっていますので、それとこれを比較したときに、例えば、施設が実際増えているけれども、受け止める側の意識が悪いとすると、それは、周知が足りないということが強いかもしれません。先生がおっしゃるように主観的で感覚的ですけれども、前回も前々回も感覚、意識の問題として伺っておりますので、その変化を比較する、施設調査と比較するということが分析ができるのではないかと考えています。

(望月委員)

あと、条例をサポートするかという内容はないのでしょうか。条例が施行された後だからこそ、この条例は施行されてよかったというような、条例へのサポート、支持というのは聞かないのでしょうか。(県民意識調査の)問12の中でそれに近いのは取れるかとは思いますが。

(加藤グループリーダー)

問12の部分で、より強化してほしいですとか、着実な運用をしてほしいですといったことを伺うので、そういったところで条例への支持などは読み取れると思います。

(玉巻座長)

以上でよろしいですか。

(望月委員)

はい。ありがとうございます。

(玉巻座長)

正面から望月先生の御質問に期待に沿うような答えは、なかなか出てこないとは思いますが、私がコメントする必要はないと思うのですが、一応、条例の中に施行後3年を経て実施状況を確認して、条例の内容がこれでいいのかどうかを再検討するという規定が入っていますので、その時期を迎えたら、おそらく、この条例の施行の効果についての県民の認識を正面からきちっと聞いていくという話になるだろうし、また、どの部分を補正していく、修正していくという意見も聞くことになるだろうと思います。今回だってやっていいのではないかという話ではあるかと思うのですが、この辺はどういう事情があるのかよく分からないのですが、事務局サイド、たばこ対策課としては、まだ若干、時期尚早なのではないかという印象を持っておられるのかなという印象を私自身受けています。たしかにおっしゃるようなことを精査していく、せっかく多額の税金かけてやるのだから、今やっていいのではないかというのはその通りであると思います。この検討会の意見を受けて、このアンケート調査の内容について修正していくということになるわけですから、検討会終了後も継続して、各委員が事務局とやり取りをしていただければ結構かと思っております。この場限りの話ではありませんし、ここで出た意見を反映しないのだったら、この会を今日開く必要はないわけですから。

(飯塚委員)

(県民意識調査の)問11の感覚の設問というのは、たばこを吸う方への設問のような感じがします。回数が増えたというようなものは、「たばこを吸いますか」の後の設問かと思うのですが。



(玉巻座長)

このあたりのつくりはいかがですか。

(加藤グループリーダー)

選択肢の中の「喫煙所や喫煙席を利用する回数」でございますが、たばこを吸う方は回数が増えたとか減ったということになるかと思えます。たばこを吸わない方に関しては、人数の認識でございますので、御自分の目で認識して喫煙区域の人が増えたと印象をお伺いすることになります。分煙のお店に行かないという方ですと「わからない」という回答になろうかと思えます。

(玉巻座長)

今の説明には、望月先生も御意見がありそうなのですけれども。

(望月委員)

答えにくいですね。「屋外で喫煙する回数」というと、自分が喫煙者だったと捉えてしまいます。そういう人達を目撃する回数というような方がよいのではないのでしょうか。喫煙者だってそういう人達と一緒に吸うのですから。

(井出たばこ対策課長)

回数というと吸った人、人数というと見た目ですので、吸わない人は人数と読んでくれると思ったのですけれども、分かりづらいですね。

(玉巻座長)

ここからどういう有意な分析結果というものが引き出せるのかということは、言われてみれば、ちょっとピンとこないかもしれないですね。山本先生、社会学調査の経験豊富なお立場からいかがですか。

(山本委員)

ちょっと曖昧な感じがします。特に（選択肢の）一番下の所の「喫煙する」というと、やはり、飯塚委員のおっしゃるように、喫煙する人に向けてなのか、全体に向けてなのかが、ちょっと分からなくて。ただ問 11 の趣旨からすると全体ということですよ。

(加藤グループリーダー)

そうです。

(山本委員)

とすると、ここはもう少し工夫して、喫煙する人を見かける頻度というような感じに変えられた方がいいかと思えます。

(玉巻座長)

先ほど飯塚委員が御指摘になったような問 13 との後先関係は分かりませんが、いずれにしても、この問 13 と問 11 とはリンクする形でクロスリファレンスできるようにして集計できれば、前後関係はさほど重大問題ではないということではありますね。

(井出たばこ対策課長)

たばこを吸うか吸わないかを最初に聞いてしまいますと、それ自体で結果が

左右されてしまうと、統計の専門家の意見がございましたので、最後に聞くことにしました。入口で分けてしまうと、それ自体で意図的な感じを受けるということで、最後にしました。集計の段階で、座長のおっしゃるような分析をすることになります。

(飯塚委員)

私もよくアンケートをいただくのですが、分かりづらいと回答しなくなってしまいますね。

(玉巻座長)

確かにおっしゃるとおり。

(飯塚委員)

すーっと丸がつけられるようなアンケートでないと、回収率が低くなるのではないのでしょうか。

(玉巻座長)

たしかに、悩んでしまう質問があると、真面目な人はそこで回答をやめて返すのをやめてしまうのですよね。不真面目な人は適当に丸をつけて返すのだけでも。

(川上委員)

今の質問の関係でよろしいでしょうか。

(玉巻座長)

はい。

(川上委員)

丁寧なということと言うと、私も自分で書いてみたら、例えば(県民意識調査の)問5などは、「健康への影響がある」を選ぶと次はどこへ進んだらいいのかと。2番目、3番目(の選択肢)は「問7へお進みください」とあるのだけれども、1番目の「健康への影響がある」にも「次の問6へお進みください」というのがあれば書きやすいのですが。

あと、(県民意識調査の)問3の住まいの地域というのは何か関係があるのですか。

(井出たばこ対策課長)

横浜市が高いとか川崎市が低いといった市ごとの分析をする必要はありませんが、地域ごとの分析は可能なようにしてあります。

(川上委員)

これは、県の湘南地区何とかセンターといったような地域ということですか。

(井出たばこ対策課長)

そうです。

(羽鳥副座長)

(県民意識調査の)調査対象の2(2)について、外国人登録原票からは無作為抽出となっていますが、これは母集団が小さいからということもあるのか

もしもかもしれませんが、層化二段と無作為というように抽出の方法が異なってよいのでしょうか。これが一番目の質問です。

二番目の質問としては、前回に調査した時とその人達がどう受動喫煙対策行動が変わったのかということを見たいのであれば、その集団に対して質問をするということもした方がよいのではないかと。要するに、対応のない母集団の比較というのは、差が出てもよほど大きな差でないと有意差は出ないけれども、対応がある集団で比較していくのだったら、小さな差でも意味があるものとして出てきます。抽出の方法で5千人選ぶのは、確かに無作為でいいのだけれども、既に前回アンケートを出した人が分かっているのだったら、その人達にもう一回アンケートをとる方法もあるのではないかと。もちろん、それ以外に全く新しい集団を5千人作るというのも一つの方法だと思いますけれども、二通りのことをやってみるといっても意味があるのではないかと気がします。そのあたりのことも教えてください。

(千野主事)

層化二段抽出につきましては、やり方としては前回と一緒です。

(羽鳥副座長)

層化というのは、収入ですとか、年齢ですとか、どういう層をいうのですか。

(千野主事)

まず地域を分けて、その後人数を分けるということでございます。

(羽鳥副座長)

外国人の方はそうたくさんいないから一律ということですか。

(千野主事)

はい。

(羽鳥副座長)

わかりました。それではもう一つの方を。

(加藤グループリーダー)

同じ方に調査をお願いするという事にはなっていません。

(羽鳥副座長)

なっていないのだけれども、要するに意識がどう変わったかを知りたいということでしたら、それをやる方が意味があるのではないのでしょうか。もちろん、全く違う集団の人達を5千人選んでやってもいいし、その人達が大きく変わっていけば有意差は出るのだろうけれども、そうではない多少の差だと、有意差が何にも出なかった、2年間やっただけでも何も変わらなかったという結果にしかない可能性もあります。統計学的にそういうやり方をしてはいけないという決まりがあるのでしょうか。

(望月委員)

バックコホートみたいに追いかけていくと、その方たちは県民のモニターみたいな形でパネルとしてずっと調査され続けます。減っていったら埋めると。

(羽鳥副座長)

生活習慣病・高血圧研究の九州久山町研究のような、今回新たに選ぶ集団を第2集団、第3集団として観察研究する方法もあると思いますが。

(加藤グループリーダー)

前回、前々回もですが、アンケートにお答えいただいた方は無記名で回答しております。

(羽鳥副座長)

無記名はいいのだけど、誰にお願いしたかは分かっているのではないのでしょうか。

(加藤グループリーダー)

それはそうなのですが、そもそもそういう形でお願いしなかったということでございます。

(羽鳥副座長)

それは難しいことなのですか。

(望月委員)

前回お尋ねした方にあらためてお尋ねすることは難しいのですか。

(井出たばこ対策課長)

例えば、私はいいいですが、私は駄目ですとなると、調査としてはどうかと思います。もともと無作為で選んで、先生のおっしゃるように同じ母集団を追いかけていけば一番効果も出てくるとは思うのですがけれども、個人情報保護の関係もありますので、むやみにその方の回答いただいたものを再利用するのは難しいです。

(羽鳥副座長)

公衆衛生的なことなどは個人情報にあたらないということで、伺ってもいいのではないのでしょうか。

(井出たばこ対策課長)

以後、継続をしますという形で調査を依頼していませんので、事後的に願いますのは難しいと思います。

(羽鳥副座長)

また次に何かの調査をやった機会にでも。

(井出たばこ対策課長)

今の御意見は参考といたします。

(望月委員)

今回からそのようにしたらどうですか。

(中沢医務監兼保健医療部長)

要するに行動調査をやるのか、断面で調査をやるのかということだと思えます。調査を描く絵、設計図がどうなっているのかということですね。たしかにコホートでやるというのはあるとは思いますが、どんどんドロップアウトして

って、どれくらい集まるのかということがあります。

(羽鳥副座長)

でも回収率が50%くらいだったら。

(中沢医務監兼保健医療部長)

更にまた減ってしまうことになります。

(羽鳥副座長)

それはそうかもしれないけれど、50%くらいでしたら、選ばれた5千人の人達をコール、リコールしていくことはそんなに難しくないのではないのでしょうか。

(中沢医務監兼保健医療部長)

無記名で調査したというのが基本ですから、コホートですと、そこを含めて対象にアナウンスしないと、次に来たのは何でということになります。

(玉巻座長)

特定の方の身体状況をずっと20年追っていくというような話と世論調査との性格の違いなのだろうと思います。どこにどの程度力点を置くかという話で、たしかに羽鳥委員のおっしゃることは、医学者としての発想としてまさにその通りだろうと思うのですが、無記名調査をやっているとそこはなかなか難しいのかなと思います。2500人ずつ2つに分けて、この2500人は10年追っていくというような制度設計をするのであれば、別かもしれないですけども。

(山本委員)

このアンケートの目的自体、特定の方たちの意見や色々な変化を把握することが目的というより、むしろ世論調査に近いものだと思います。

(玉巻座長)

その時点での世論を捕まえたいということですね。

(山本委員)

こうした形で層化抽出法を使って抽出されているということは、きっとそういうことですよ。地域別に分け、年齢別に分け、男女別で分け、県民意識調査の問13もフェイス項目にを使ってクロス集計をかけてみると。「あなたはたばこを吸いますか。次の項目から選んでください」というのは、フェイス項目に使うというだけでなく、地域や年齢や性別ごとに把握することができるということですね。飯塚委員の最初の話で出てきたと思うのですが、問13のようなフェイス項目に近い項目の影響と、もう一つは条例の影響で、回答が変わってくる可能性があると思います。前は条例の制定直後ということでしたが、さらに時間が経って条例が薄れてくるとそこでまた変化する可能性がある、たぶんそういうことで作られたと思うのですが。

(加藤グループリーダー)

委員のおっしゃるとおり、その時点時点でお尋ねするという形になっております。問13で属性に近いものを尋ねていますので、クロス集計したときに変化をあぶりだせると思います。

(羽鳥副座長)

横断研究しかできない、かつ前回との比較を行いたいのでしたら、逆に全く同じ質問でなければ駄目なのではないですか。質問項目が変わるのは、新たな研究ということでいいかもしれないけれども、微妙に設問変えてしまうというのは、不公平ではないでしょうか。

(加藤グループリーダー)

基本的に前回と質問項目は変えていないのですが、今回は条例が施行されたということで、多少用語が変わったり、追加した調査はございます。基本的には前回、前々回と同じ内容としてございます。

(羽鳥副座長)

誘導はしていないと。

(加藤グループリーダー)

誘導はしておりません。

(加藤グループリーダー)

座長すみません。

(玉巻座長)

どうぞ。

(加藤グループリーダー)

本日御欠席の曾根委員と金井委員から事前にいただいている御意見を簡単に伝えさせていただきます。

川上委員からいただいた御意見でもございますが、曾根委員からも同じような御意見がございました。枝分かれの質問があり、分かりにくい部分がありますので、質問の仕方を工夫していただきたいという御意見をいただいております。

また、金井委員からは、経営面の影響というものも調べた方がいいのではないかというような御意見をいただいておりますが、全体のまとまりもございまずので、検討会での御判断にお任せしたいということでございます。以上でございます。

(玉巻座長)

御欠席の委員から事前にいただいていた意見についての御確認ということでございます。

県民意識調査の項目をメインに御議論いただいているところですが、事業者に対するもの、施設調査についても御検討いただきたいと思います。川上委員いかがでしょうか。

(川上委員)

御欠席の金井さんとは地元で色々と話はしています。この中に入れるのは非常に難しいとは思いますが、検討委員会のときにも、たばこで死ぬ前に経営が駄目になって死んでしまうのではないかという意見を大分出させていただきました。ですから、私どもは藤沢なのですが、オープンカフェみたいなものが結構増えています。皆努力はしていると思います。ただ、それができないでやめていった方もいらっしゃるのではないか。前の(検討委員会の)ときは補助

金がどうのこうのというお話もありましたけれども、事業者として皆一所懸命すごい努力をしています。はっきり言ってお金を使っています。ですから、そのあたりの意識調査というようなものをどこかに入れていただけたらと思います。やったおかげでお客さんが増えましたというのももちろんあると思います。逆にそちらの方が多いかもしれない。ヨーロッパやアメリカではこうだけでも、日本は吸う人の意識が違うから、逆にこうやったおかげで商売が繁盛しましたという事例があるかもしれない。もし可能でしたら、どこかに入れられたらいいかなと思うのですが、それは難しいでしょうか。また別の調査でということになるのでしょうか。

(玉巻座長)

そのあたり事務局いかがですか。たばこ対策課としては。

(加藤グループリーダー)

そういった御意見があるのは承知の上で調査を設計しているのですが、経営面の影響といった話をさせていただきますと、条例そのものの直接の影響というものを数字で出す、どれくらいの影響があるというのは、なかなか難しいと思います。例えば、外食産業の方々からは、条例の影響を正確に出すというのは難しいと伺っています。景気全体の影響ですとか、そのお店の経営努力もございましょうし、色々な要因によって飲食店の売り上げというのは影響しますので、たばこだけでの経営への影響を把握することは難しいと思います。民間の調査では、そのような数字を出しているものもあるようですが、内容を精査したわけではありませんが、感覚的な部分もあろうかと思えます。

(川上委員)

今は震災の影響が大きいので、どちらの影響であるかわからなくなっています。経営状況がいいですか、悪いですかと聞けば、誰でも悪いと答えると思います。でも、少しは経営者も努力していますというところも評価していただければと思います。

(望月委員)

今の事務局の意見には同感というか、私も研究者の立場で色々と分析も仕掛けていたのですが、特にこの数ヶ月、1年の間にバックグラウンドの影響が大きく動いている中で、ひとつの条例という大きなインターベンションの直接の影響を取るのには難しいと思います。

あと、私は経営者になったことがないので、こういうことを言うのはおこがましいのですが、どんな経営者も常に経営努力をしていらっしゃる。だから、経営への影響というよりもむしろ、その経営の努力、例えば、業態を変化させているところもあるだろうし、メニューを変化させているところもあるだろうし、ヒアリングになるのかもしれないけれども、様々な努力をどんなふうに行っているのかというものを事例として収集しておく、後に続く、もっと先に進みたい経営者の方にとって、ベストプラクティクスになるのではないかと思います。

(川上委員)

事例集までいかななくてもいいから、こういうふうに努力して、こういう業態にしましたというものを提供いただければいいかと思えます。

(望月委員)

例えば、アイルランドでパブがつぶれてしまったといった風評みたいなものが届いてくるのですが、実はよく精査してみると、業態が変わっていたということもあります。日本でオープンカフェとか立ち飲み屋さんが流行っているというのは、経営者側が規制や消費者のニーズに合わせて変化させているということだと思います。だから、それをもってネガティブな影響があるだとか、ポジティブな影響があるだとかは一概に言い切れない。けれども、常に進化し続ける、それによって生き延びるというものが、おそらく経営者の方々が日々苦勞されているところだと思います。非常に移ろいやすいものだと思うのですが、消費者の方もよりよいものを常に選択していくので、新しいところに行けばどんどんそっちに流れていくという流動的な中で、我々がどういう、どちらの方向に作っていこうとしているのかということのを両方で共有できれば、条例を苦勞して作った意味があると思います。ぜひ、いい事例を集めること、どのようにやっているのか、どこにどう投資をしていったのかのも含めて知りたいと思います。

(井出たばこ対策課長)

我々も、受動喫煙対策を進めて効果がありました、こういうことがありましたというようなことを、例えば、たばこ対策に関するシンポジウムなどで御紹介する機会があったらと思いますし、いい事例があれば参考になると思います。また、個々の事業者さんに対しては、相談やアドバイザーといったものがありまして、個々の事業者さんが来れば、よりやりやすいものであるとか、よそでいい事例があるといったことなどをお教えしており、ケースバイケースの対応をしております。こうした2つの取組みを重層化して、よりよいものができればと考えています。こうしたことを通じて、対策をやっているところの難しさなども分かるかと思えます。

(山本委員)

このことに関して、私から提案させていただきます。川上委員の御発言を聞いてごもっともだと思ったのですが、施設調査の問13の自由意見の欄が大きいですね。集計が大変にはなってしまうのですが、なかなか選択肢にしにくいと思いますので、努力されていることや苦勞されていることなどを問13の前に自由に書いていただいたらどうでしょうか。ポジティブな内容などを聞いて、事例集など色々なところで公開したらいいのではないのでしょうか。それを見てこういうふうになればいいのかとポジティブになるということもありますので。

(玉巻座長)

自由意見というものが入ってくると、後の処理が大変ということがあるのですけれども、事務局で御検討いただいて。

(井出たばこ対策課長)

技術的な分析の問題もありますが、統計の専門家とも相談してみます。

(玉巻座長)

因みにこういうアンケートで聞きたいことを全部聞くと、ボリュームが増えてしまい、ボリュームが増えると答えてもらえない率が上がってしまうというようなことがありますので、どこまで細かいことを聞いていいのかというのは重要な論点であると思います。

それと、皆さんも御案内のとおり、条例の施行前後を通じて、担当課が県内



あらゆるところの事業者を訪問して、条例の趣旨を説明し、条例対策を説明していますが、今トータルでどれくらいの数を回っているのですか。大掴みでざっといくつくらいでしょうか。

(加藤グループリーダー)

後ほど、たばこ対策の取組のところでも御説明させていただきますが、2万2千件ほどです。

(玉巻座長)

既にそういう中から色々なデータは持っているのですから、そういう意味では、いまさらそのあたりを聞く必要はないという判断はあるかと思います。

(加藤グループリーダー)

ちょっと補足させていただきますと、直接経営者の方にお尋ねするものでなく、県民の方にお尋ねするアンケートの方の問11で「禁煙や分煙のお店などを利用する回数」が「増えた、減った、変わらない、わからない」という設問がございますが、ここを見ますと、きちんと対応している所でお客さんが増えている、減っているということが分かるかと思いますが、たばこを吸っているか、いないかという質問とクロス集計しますと、吸われていない人はもちろん、吸っている人もきちんと対応しているところの利用が増えているというようなことが把握できると思います。経営者の感覚でなく、経営面の直接ではないのですが、利用する方の意識として回数が増えた、減ったということが訊けるのではないかと思います。

(玉巻座長)

ありがとうございます。予定の時間の限度もあるのですが、皆さん、何かお感じになっていることもあるかと思いますが、まだ御発言いただけていない方にも積極的に御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。もちろん他の方でも結構です。

(川上委員)

もう1年以上経ったのですけれども、よその県でやっているところはあるのでしょうか。

(加藤グループリーダー)

報道等で知る限りでございますが、現在、兵庫県が条例化を目指して検討しております。検討会の報告書は出来上がりまして、あとは議会などと調整をすすめる段階と聞いております。

(川上委員)

神奈川と同じような内容なのでしょうか。

(加藤グループリーダー)

内容的には神奈川県より多少厳しいです。本県の場合、分煙を認めているのですが、兵庫県では、原則分煙は認めない、認めたとしても喫煙所設置という形になっています。本県でいう特例第2種施設、飲食店に関していいますと、本県の場合100㎡という面積で切っておりますけれど、兵庫県の場合は75㎡とより厳しい内容になっていると聞いております。本年度中の制定を目指していると伺っております。

(玉巻座長)

後で追いかけて作るときに、先行条例と同じものを作るということはありません。更にどこまで踏み込んでいくのか、望月先生などは半歩じゃなくともう一步、二歩というお話かとは思いますが。

他にいかがでしょうか。

(山本委員)

すみません。テクニカルな点なのですが、施設に対するアンケート調査では問3、一般の方に対する調査では問6については、健康への影響の認知度を聞くものなのではないでしょうか。「影響がある、影響はない、わからない」とありますが、認知度、認識していたかということですね。

あともうひとつ、カッコの中の「健康への影響に○は1つ」というのが分かりにくいと思います。要するに選択肢の中で○を一つだけつけてくださいということですね。これはちょっと表記の仕方を工夫していただいた方がよいと思います。

(玉巻座長)

確かにカッコの中は分かりにくいかもしれません。そのあたりを御検討ください。

(井出たばこ対策課長)

はい。

(玉巻座長)

他に皆さん、別の視点でこういうことがあると御指摘いただけませんか。いかがでしょうか。高原委員や金子委員はいかがですか。

(金子委員)

県民意識調査の問12のところで、(選択肢の)1から8まで割と具体的なのですが、7の「受動喫煙に関する規制の強化」だけが大きな括りになっていて、どんなところを望んでいるのかを聞き出すとすると、もう少し何か丁寧な書き方があるような感じがします。

それから施設(調査)の方でいうと、これは私の感覚ですが、問2と問3は、前段で「管理者または責任者」という言い方をしているのですが、それ以降はずっと施設としての取組みを聞いています。2と3だけは個人的な感覚、その人が捉えるものを聞いていますが、あえてここで必要なのではないでしょうか。以上です。

(玉巻座長)

今の点、いかがでしょうか。

(加藤グループリーダー)

県民の方への調査での「規制の強化」ということですが、今回は条例の見直しということではありませんので、あまり細かくお尋ねする形にはなっていません。前回も(選択肢の)7と8が対になっている質問でしたけれども、「規制を強化する」というのと「規制によらない自主的な取組みの促進」というのが対になる質問として作らせていただいたものです。

(金子委員)

個人的に考えると自分は吸わないので、もっと広がった方がいいだろうとも思うのですが、例えば兵庫の75㎡であるとか、そうは書かないまでも、範囲を広げるといような、何か広がっていくようなものを聞き出すものがあつた方がいいかと思ひます。逆に吸われる方からすると、余計なお世話と言われてしまうかもしれません。

(井出たばこ対策課長)

冒頭、玉巻座長からもお話がございましたが、今回は、受動喫煙防止条例の見直しをするための材料にするということで調査をするということではなく、あくまでも、現行の条例の施行状況を確認するものです。全面施行してまだ半年経っていないので、施行状況を踏まえて不足している部分や、条例の内容についてさらに踏み込んでいく、若しくは緩めるみたいな個々具体での設問というのはあえて避けています。条例の中に施行後3年を経過したときに必要な検討を行つて、必要な措置を行うとありますので、やはり2年後の段階で、当然、皆様の御意見も聞くわけでございますが、条例に書かれた規制の内容に即したものをやるのかなと思ひます。現段階では、単純に規制の強化、漠然と規制を強めた方がいいというのと、いやそうではなくて自主的な取組みというものではないかといった、2つの意見があると思ひますので、そのどちらかが選択できるだろうと考えています。平成25年度になろうかと思ひますが、2年経つた段階で聞き方若しくは調査項目をまた少し変えることになると思ひます。

(加藤グループリーダー)

施設調査の問3については、前回、前々回と同様の質問になっておりますので、同じような聞き方をさせていただいております。

(井出たばこ対策課長)

条例は物理的な施設に規制をしていますけれども、それをやらなければならないのは施設管理者でございます、聞き方としては、後段は具体的、ハード的なものをお尋ねしています。なぜ、前段で施設管理者自身が受動喫煙の影響なりをきちんと認識しているかどうかを把握する必要があるかと申しますと、その認識が不十分ですと、対策が不十分ということにつながりますので、こうしたことをお聴きしています。

(玉巻座長)

よろしいでしょうか。高原さん何かございませんか。

(高原委員)

全体的には特に気になるところはないのですけれども、ただ、私などがよくキャンペーンなどをやって、活動している中では、吸っている本人よりも周りの人が何かしてほしいとか、本人に分かってもらえないということで、ほとんどの方が悩まれているのに、何でテレビではそういうことを言わないのだろうといったような質問が結構出ます。そういうところをどこかできちんと伝えていかないと駄目なのではないかと感じています。マスコミの現状が変だなど感じ始めた時期に来ているので、設問の中かどうかは分かりませんが、そのあたりの説明をどこかに入れて、これから展開する段階でのキーワードの一つとして考えていただくのもいいのではないのでしょうか。やはり今は納得させてこそ一気に広がるものですので、そのあたりを考えていただきたいと思ひま

した。

(井出たばこ対策課長)

吸う方の意思ですから、高原委員のおっしゃるような吸わない方ではないですけれども、県民意識調査の問 14 でたばこを吸う方の意識を継続的に調査しておりまして、ここで気をつけているという方が増えていないようですと、我々の普及啓発が弱いところでもありますので、そこは力を入れていかなければならないということになります。

(高原委員)

キャンペーンをやっているけども、吸っている人は避けて通ります。その家族の人は聞いてくれて、何とかならないかしらと言われます。吸っている人自身に伝えたいと思うのですが、テレビでも何でもそういうことを言わないですし、何でそうなのですかと言われることがよくあります。

(望月委員)

次のたばこ対策の取組みのところでも申し上げようと思っていたのですが、悪影響だということは分かっているけども、それが人を傷つける、死に至らしめるというところまでは理解していらっしやらない。なんとなく煙いし、避けられるものだと思っているけれども、実際、避けられないだけ目に見えない危険があるというところまでは具体的に、我々も含めてですけれども、徹底的には周知してこなかったなと思います。がんセンターの他の先生が 100 ミリシーベルトは受動喫煙と同じリスクだということを言ったのですが、放射線という目に見えないリスクに対してあれだけ大騒ぎしているときに、受動喫煙についてはどうなのでしょう。避けられるのか、避けられないのか、誰が避け得るのか、個人で避けられなければ、やはり行政で保護しなければいけないということが、きちんと日本では詰められないまま、なんとなく了解済みできている。このような世の中では、おそらくリスクを過小評価しているのではないかなと思っています。この条例の趣旨を外れるかもしれないのですが、分煙で喫煙区域を設けるということは、狭い空間で、そこで働く従業員にしても、利用者にしても、実はそれが高濃度汚染になってしまうということも理解してもらえれば、次には何とかなくしていけないかというように気がつくのではないかなと思っています。ちょっと踏み込みましたけれども、啓発の中身というものを誰にも腑に落ちる形でもう少し開発して行って、それがあって初めて合意形成ということかなと思っています。

(玉巻座長)

そのあたりは、たばこ対策課の所掌業務の範囲内の一般的な県民に対する啓発活動のあり方へのコメントと受け止めさせていただきたいと思います。

さしあたって、調査の実施に関する御意見のとりまとめということでは、ぜひこの場で発言しておきたいというのがございましたら一言だけ、なければ、時間の関係でこの件に関してはこの程度に留めたいと思うのですが、皆さんいかがですか。何かございますか。よろしいですか。どうもありがとうございました。また、後ほど更に何かお気づきの点がございましたら、事務局にメールなり、電話なり、直接面談なりということで、直接御意見をお寄せいただければ結構かと存じます。

そうしますと、ひとまず次第の 3 については、この程度に留めます。

#### 4 たばこ対策の取組状況について

(玉巻座長)

引き続きまして、既に中身に若干入っているところですが、次第の4の「たばこ対策の取組状況について」ということで、資料3について御説明ください。

\*事務局から資料3を説明

(玉巻座長)

ありがとうございました。今の説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、順不同でどなたでも御発言ください。いかがでしょうか。

(望月委員)

条例対象施設の戸別訪問、これはすばらしい数だと思うので、ぜひ結果を何らかの形で公表していただけないでしょうか。

それから、さっきの周知の続きで、県の限られた予算と言っても全国的には非常に高いたばこ対策予算と思いますが、もう少し、さっきも言ったようなメディアを使ったキャンペーンというものを、県主導が難しければ民間主導で基金を集めるなどして、スモークフリー基金のように、目に見える形で訴えていく。それから、県だとケーブルテレビなどは活用できるのかもしれないし、今はインターネットでも色々な動画が投稿できるようになっていて、必ずしも有料電波を高い広告で買うだけではないと思うので、ぜひそういうメディアも活用されたらいいと思います。それでも制作コストは結構かかるので、海外の非常に優れた公共的な禁煙のコマーシャルなどを、公的機関であれば、場合によっては無償で提供されるものもあるだろうし、フリーで出ているものもあるので、一番効果的なものを、ターゲットごとに訴えるメッセージを少しずつ変えて、目に見える形でたばこの害を訴えていったらいいなと思いました。

それと、かながわ卒煙塾は、館ひろしさんが塾長で素晴らしいことですが、これは定員があるものなののでしょうか。告知が足りなくてあまり応募がなかったのでしょうか。

(加藤グループリーダー)

会場の都合がありまして、定員がごございます。

(望月委員)

定員があるのですか。これもちょっともったいないと思うし、色々な形で、あらゆるところで禁煙支援が受けられるようなセーフティネットのような形で、この後援とか協力団体の中には医療系の団体もいらっしゃるのので、禁煙支援などをシームレスにつなげて、より多くの県民の方々がたばこをやめるきっかけを増やしたらいいのかなと思います。

もうひとつ最後に、未成年の喫煙防止対策は非常に重要だと思うのですが、これもシームレスということからいくと、例えば、小学校の低学年、中学年が抜けている、中学校がまだということがありますので、そういうところをつないで、子ども達が大きくなるまでに、要は二十歳になるまでに、二十歳になってからたばこはいいということではなしに、色々な機会にたばこのことを学んでいく機会が提供できたら、次の世代はたばこ離れが進んでいくのかなと思います。以上です。

(玉巻座長)

ちょうどチャイムが鳴っているのですけれども、若干の時間の延長はお許し

いただけるかと思しますので、皆さん他にも何か御意見ございましたら、この機会ですので発言してください。

(山本委員)

よろしいですか。イベントなどでタレントの方をお願いしたりすると思うのですが、若い人向けにはユーストリームとかユーチューブなどで流すと見てくれます。学会などでもイベントなどをやるときはユーストリームで流したりします。費用もあまりかからないので、おすすめだと思います。

(玉巻座長)

タレントが映っている映像を流すとなると、パブリシティ権の問題があるので、ちょっとそこが難しいですね。県独自の公務員だけでやっているのを流すにはただなのだけでも。

(井出たばこ対策課長)

館ひろしさんやサッカーの中澤さんなどに色々と協力していただきまして、ボランティア的にやっけていただいていますので、当然ギャラは払っていません。我々のイベントに関する媒体に出ていただくのはいいのですが、それを常時ホームページで流すとなると、我々がきちんとそれなりの報酬を払えば別なのですが、やはり制約があります。そういう難しさはありますが、先生方のおっしゃるような色々な工夫をしていくことは必要だと思います。

(玉巻座長)

お願いする際にそれも含めて無償でOKしてもらおう努力をする方向を考えてもいいのだらうと思います。おそらくそんなにうるさいことはおっしゃらないのではないかと思います。映像チェックは入るでしょうけれど。

他に皆さんいかがでしょうか。

(高原委員)

未成年者の喫煙防止の対策のことで、我々相模原市ですけれども、市内の小学校の校長先生によっては、普及啓発のプログラムがあるならば学校の中で展開してほしいという希望が出てきています。けれども素材をあまり持っていないので、もしこちらの高校生向けのものがあつたらちょっと見せていただければ。

(井出たばこ対策課長)

高校生向けですか。

(高原委員)

ええ。何かそういうものを作っけていただいて、それを私たちが展開していくというのであれば。今は簡単な紙芝居を作っけてやっけていますけれども、それも最近は回りつくしてしまつて、小学生向けにちゃんとしたものがありません。私たちが力不足ですので、県のほうで作っけていただけたら活用できるのですけれども。学校からの要望が出ていますので、力を貸していただけたらありがたいと思います。

(井出たばこ対策課長)

未成年の対策はたばこ対策の基本ですので、既にこれまでも色々やっけてきましたけれども、少しでも充実していきたくて考えています。

(高原委員)

小学校1年生から必要だと思います。

(井出たばこ対策課長)

望月委員もおっしゃっていたような、切れ目のない小学校、中学校、高校、大学のようにということですね。

(玉巻座長)

県の財政の限界もあって、紙で配布用のものを大量に作るというのは、おそらく非常に困難な部分があるだろうと思います。そうすると、今の高原委員のような御要望に比べるとすれば、県のホームページにPDFやパワーポイントの画面なりをきちっと作ったものをアップしておいて、ダウンロード自由ですというようにしておく、使いたい人は自由にそこからダウンロードして、プロジェクターで映すなり、印刷して配るなり、そこは各自のコストですというスタイルであれば、予算をかけずにやれると思います。政府サイドのものでも、最近では紙で頂戴と言ったら、いや自分でダウンロードして印刷してください、ごく少数の部数しか作っていないのですと言われてしまうことが何度かありました。県も配れば配れるに越したことはないのですけれども、現実に無理だとすれば、そういうスタイルはいいかと思います。

ちょっと5分ほど回っておりますけれども、皆さん何かございますか。

ちょっと脱線するのですけれども、何かの機会に高校生、大学生に何がきっかけでたばこ吸い始めたのかみたいな、そのあたりのバックデータをとって、そこをつぶしていくような形で喫煙者を増やさない努力というの、もっと具体的にしてもいいのかなと気はします。前に望月先生に怒られたのだけれども、僕には「吸っている人はあきらめる」という発想があって、吸う人間を増やさない、そうすると徐々に吸っている人間は減っていくだろうと、30年、40年計画でという思いがあるのですけれども、そこはあきらめては駄目とおっしゃられたのだけれども。

(羽鳥副座長)

欧米の映画などで喫煙シーンが減ったことが話題になっていますが、まだ日本はテレビで喫煙シーンが多いですね。コマーシャルタイムではたばこの商品名の連呼はありませんが喫煙シーンが多いなと思ってみると、提供はJTとコマーシャルが入ってきたりして。実際にJTのコマーシャルはないけれど、番組の中で露出するというのを相変わらずやっていますね。そういう喫煙誘導キャンペーンなどに対抗する方法も考えましょう。

(望月委員)

子ども向けだと、コミックの中の喫煙描写がありますね。

(羽鳥委員)

減っているのですか。

(望月委員)

いえ。日本はたくさんあります。子ども向け、もちろん若い人達も夢中になるような。今、コミックから映画化、コミックからドラマ化というのがよくあります。その中で喫煙シーンが強調されているというのがあります。

(羽鳥副座長)

漫画家を教育していくという発想もこれからはなければいけないのではないかと。

(望月委員)

そこもおそらく色々なからくりがあって描き込まれているかもしれないし、そういう研究を保健医療科学院の先生方もやっけていらっしゃるから、そういうデータをまず世に出して、漫画家を教育というよりも、世の中を教育して、そういったものに対しての監視の目というものを養っていく必要があると思います。

(玉巻座長)

対策の議論をすると尽きないのですけれども、本日は時間の関係もございまして、この程度に留めたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

## 5 その他

(玉巻座長)

そうしますと、その他として事務局から何かございますか。

(井出たばこ対策課長)

議題の県民意識調査、施設調査につきましては、色々と御意見をいただきましたので、それらを斟酌いたしまして、座長に御相談させていただいて、取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(玉巻座長)

事務局に積極的に御意見をいただいて、羽鳥先生の御意見もいただきながら、まとめてまいりたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

各委員からこの検討会に運営、今後の運営に関して御要望がございましたら、この機会ですので、御発言いただければと思います。

今の段取りとしては、このアンケート調査の結果が概ねまとまった頃に概要の報告という形で、おそらく今年度内、来年に次の検討会が開かれることになりそうだと事務局からは事前に聞いております。今日この場で日程調整できればという話もしたのですが、議会の開会予定も決まらないので、ちょっと無理ということで、また直前に調整にお伺いをするかと思いますが、その際には極力スケジュールを空けていただければと思います。

皆さん他に何かございますか。よろしいですか。それでは、10分程超過いたしましたので、本日の検討会をこの程度に留めることといたします。どうもありがとうございました。